## 豊後大野市本人通知制度事前登録申込書

令和 年 月 日

豊後大野市長 様

## 【申込者】

住 所	〒 ─
氏 名	
連絡先	
申込者 の区分	1 本人 2 法定代理人 3 その他の代理人

裏面の内容に同意の上、豊後大野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり登録の申込みをします。

通知を希望す			フリガナ							生 年	三月	目	
る者の氏名										年	J	月	日
住		所	₸						世帯主				
本		籍							筆頭者				
連	絡	先	自宅	_	_		携帯		_	_			
対		象		□住民票		□戸籍		口戸	7籍の附票	į			

法定代理人が申込みをする場合又は通知を希望する者に法定代理人がある場合は、次の欄に記入してください。

区		分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被	皮後見人の法定代理人
氏			フリガナ	生 年 月 日
		名		年 月 日
住		所	〒 —	
連	絡	先	自宅 一 携帯	

- 注1 裏面の内容をよくお読みください。
- 注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 注3 次の書類その他市長が指定する書類を提示し、又は提出してください。(省略できる場合もあります。)
  - (1) 申込者が本人であることを証明する書類(旅券、運転免許証等)
  - (2) 法定代理人による申込みの場合は、当該法定代理人の本人確認書類及びその資格を証明する書類 (戸籍謄本、資格証明書等)
  - (3) 法定代理人以外の代理人による申込みの場合は、当該代理人の本人確認書類及び委任状

受 付	住基	申込者	備 考	
M.		□本人	□住民基本台帳カード	登録済No
No.			□旅券  □運転免許証	
名 簿	戸 籍	□法定代理人	□戸籍謄本等 □住民票	
		□その他の代理人	□委任状	
			□その他( )	

## 豊後大野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この申込みにより事前登録(以下単に「登録」という。)をした人(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し等を第三者(本人等の代理人など本人等以外の者をいう。)に交付した場合に、その交付した事実について通知する制度です。
  - 注 「本人等」とは、「本人や本人の家族等」をいいます。
    - ◎ 住民票関係では、本人、本人と同一世帯の方をいいます。
    - ◎ 戸籍関係では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系の尊属若しくは卑属をいいます。
- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、当該登録者又はその法定代理人に「住民票の写し等第三者交付本人通知書」(以下「通知書」という。)を送付します。
- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
  - ◎ 交付年月日
  - ◎ 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
  - ◎ 交付請求(申出)者の種別
    - ※ 交付請求(申出)者の氏名、住所を通知することはできません。なお、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、本人から個人情報開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同法の規定に基づき、氏名等を開示できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 4 登録を希望する人が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - ◎ 登録を希望する人が疾病等の理由により申込書を持参することができない場合
  - ◎ 登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合
- 6 登録を廃止しようとする場合又は登録した内容(氏名、住所、本籍等)に変更が生じた場合は、届 出が必要です。
- 7 登録者が死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票が消除されたときその他市長が定める場合に該当するときは、登録を廃止します。
- 8 登録の内容審査において必要な場合は、戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。